

○五霞町重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業要綱

平成19年9月3日

告示第34号

改正 平成25年12月27日告示第71号

平成26年12月26日告示第89号

(趣旨)

第1条 この告示は、重度障害者(児)の福祉を増進するため、住宅・設備をその障害者に適するように改善する際に要する経費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業(以下「事業」という。)の対象者は、第1号又は第2号のいずれかの要件を満たす五霞町に住所を2年以上有する重度障害者(児)であって、住宅・設備の改善を行う必要があるものとする。

(1) 身体障害者手帳の所持者で、その個別の障害の程度が1級又は2級の下肢及び体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)者(児)

(2) 療育手帳の総合判定((A))の知的障害者(児)

2 前項に規定する者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 住宅及び設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えるとき。

(2) 過去に重度障害者(児)住宅リフォームに関する補助金の交付を受けているとき。

(助成対象住宅)

第3条 助成対象者が居住する住宅とする。ただし、借家については、その所有者の承認を得なければならない。

(助成対象工事)

第4条 事業の助成対象工事は、次に掲げるものとする。

(1) 住宅内(玄関の軒下までは含む。)における移動を容易にする設備等の整備又は工事

(2) 階段、廊下、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の使用を容易にする設備等の整備又は工事

(助成額)

第5条 事業による助成対象経費の限度額は、55万円とする。

(助成率等)

第6条 この告示において助成すべき額は、前条に規定する経費の4分の3とする。

この場合において、1,000円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第7条 この告示による助成を受けようとする者は、重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業費助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 設備計画書(施行図面、現在の状況と施行を行うことによる改善点等も付記すること。)

- (2) 住宅設備に係る費用の見積書(写し)
 - (3) その他参考となる現状の写真, カタログ, 仕様書, 設計書等
- (助成の決定)

第8条 町長は, この告示による助成を決定したときは, 重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者が, 申請の内容を著しく変更する場合, 事前に町長に申出を行い, 助成の決定は取消しとし, 再度申請を行うこととする。更にリフォームを中止若しくは廃止しようとする場合も, 事前に町長に申出を行い, 助成の決定は取消しとする。

(完了報告書)

第10条 第8条の通知を受けた者は, 整備完了後速やかに重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて, 町長に提出するものとする。

- (1) 契約書又は請書及び請求書又は領収書等
- (2) その他参考となる写真(施工前, 施工後)等

(助成金の交付)

第11条 町長は, 前条の完了報告に基づき適切に整備が終了したと認めるときは, 助成金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか, 必要な事項は, 町長が別に定める。

附 則

この告示は, 平成19年9月10日から施行する。

附 則(平成25年告示第71号)

この告示は, 平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第89号)

この告示は, 平成27年1月1日から施行する。

五霞町重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業要綱

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

五霞町長 様

住所 五霞町
 申請者 氏名 (印)
 電話番号
 (対象者との続柄)

重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業費助成金交付申請書

五霞町重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業要綱第7条の規定により助成金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

1 対象者

氏名			
住所	〒 五霞町		
生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女
手帳番号	第 号	等級又は判定	
交付年月日	年 月 日		
障害名及び個別等級			
同意事項	私(申請者)及び同一住所地世帯員のすべては、私及び同一住所地世帯員全員の住民登録の状況、所得状況を、関係部署に報告を求めることに同意します。		
備考			

2 整備に要する経費 _____ 円

3 添付書類

- (1) 整備計画書 別紙
- (2) 見積書, カタログ, 仕様書, 設計書の写し, 現状の写真等
- (3) 借家の場合は, 住宅の所有者の承諾書

五霞町重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業要綱

別紙

整備計画書

現在の住宅の状況	自宅 ・ 借家 ・ その他		
整備する建物の所有者		申請者との続柄	
整備箇所 (施行図面を添付)	階段 ・ 廊下 ・ 居室 ・ 浴室 ・ 便所 ・ 洗面所 ・ 台所 その他()		
現在の状況			
整備内容	増築 改築 改造	工事開始 年月日	年 月 日(予定)
		工事完了 年月日	年 月 日(予定)
整備による改善点			
日常生活用具 給付状況	無	有	給付内容
生活福祉資金 活用の状況 (関係書類の 写しを添付)	無	有	利用内容及び金額等
費用の内訳 (見積書より抜粋)	施工業者(見積業者)名		
	住所 〒 —		
	電話		FAX
	金額		
			円

五霞町重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業要綱

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

五霞町長



重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業費について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

助成金の額 _____ 円

五霞町重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業要綱

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

五霞町長 様

申請者 住所 五霞町
氏名 (印)
(対象者との続柄)

重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業について、事業が完了したのでここに報告するとともに助成金の交付を請求します。

1 事業完了年月日 年 月 日

2 補助金の額 _____ 円

3 補助金振込先

金融機関名	銀行 金庫	支店
口座番号		
口座名義	フリガナ	
	(対象者との続柄)	

4 添付書類

- (1) 契約書, 請求書又は領収書等
- (2) その他参考となる写真(施工前, 施工後)等

五霞町重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業要綱

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第10条関係)